

第2部 各論

第3章 計画の推進

第1節 計画の基本理念と施策体系

1 障害者を支える体制づくり（奄美地区地域自立支援協議会）

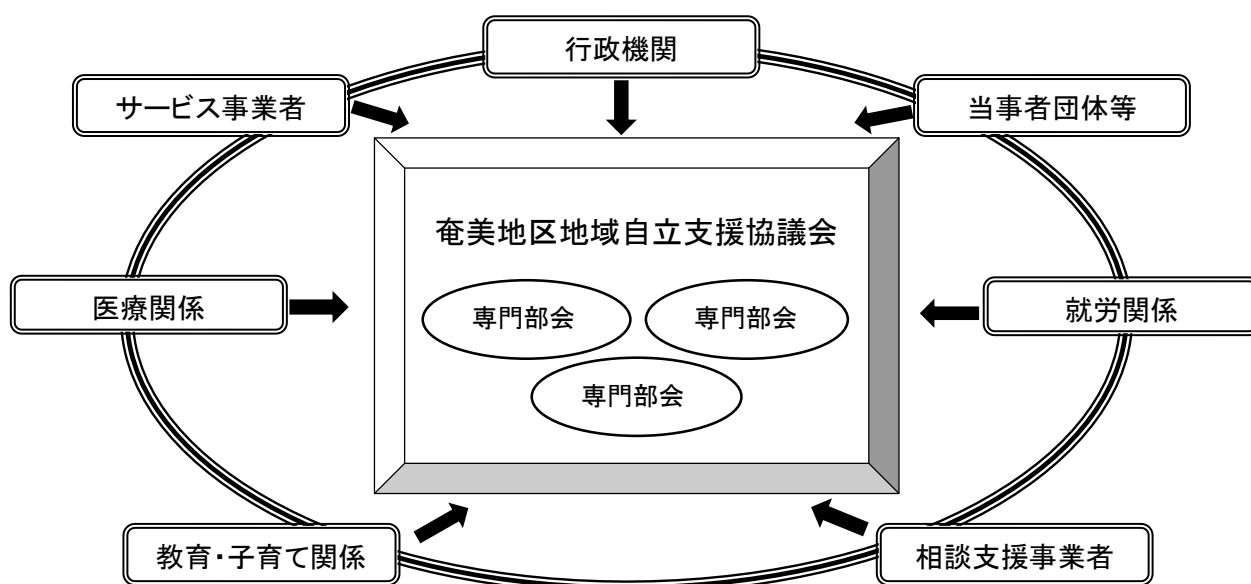
障害者が地域において自立した日常生活や社会生活を営むためには、障害福祉サービスの提供体制の確保、これらのサービスの適切な利用を支える相談体制の構築とともに、地域全体で障害者を支える体制づくりが求められていることから、地域の社会資源のネットワーク構築、強化することが重要になります。

このため、相談支援事業所や障害福祉サービス事業所、雇用関係機関、当事者団体などの代表者で構成される自立支援協議会が設置されています。

この自立支援協議会は、市や相談事業所が直面した課題や新たに把握されたニーズについて関係機関やサービス事業所、医療・教育・雇用・保健を含めた関係者が地域の課題として情報を共有し、改善・解決していくための協議の場となる組織です。自立支援協議会がその役割を果たすために、専門部会を設け関係者間の連携を図っていきます。

また、協議会事務局を奄美市・龍郷町・大和村・宇検村・瀬戸内町が委託する奄美地区障害者等基幹相談支援センター（通称：ぴあリンク奄美）が担っており、全体会や定例会、研修会などの企画運営を実施し、地域の総合的・専門的相談体制、地域移行・定着の促進、障害者虐待防止への対応、権利擁護についての業務も実施しております。

【奄美地区地域自立支援協議会の組織図（イメージ図）】



第2節 計画の推進体制

1 PDCA サイクルによる評価と見直し

障害者総合支援法においては、計画に定める事項について、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、計画を変更することその他の必要な措置を講ずること（PDCAサイクル）とされています。

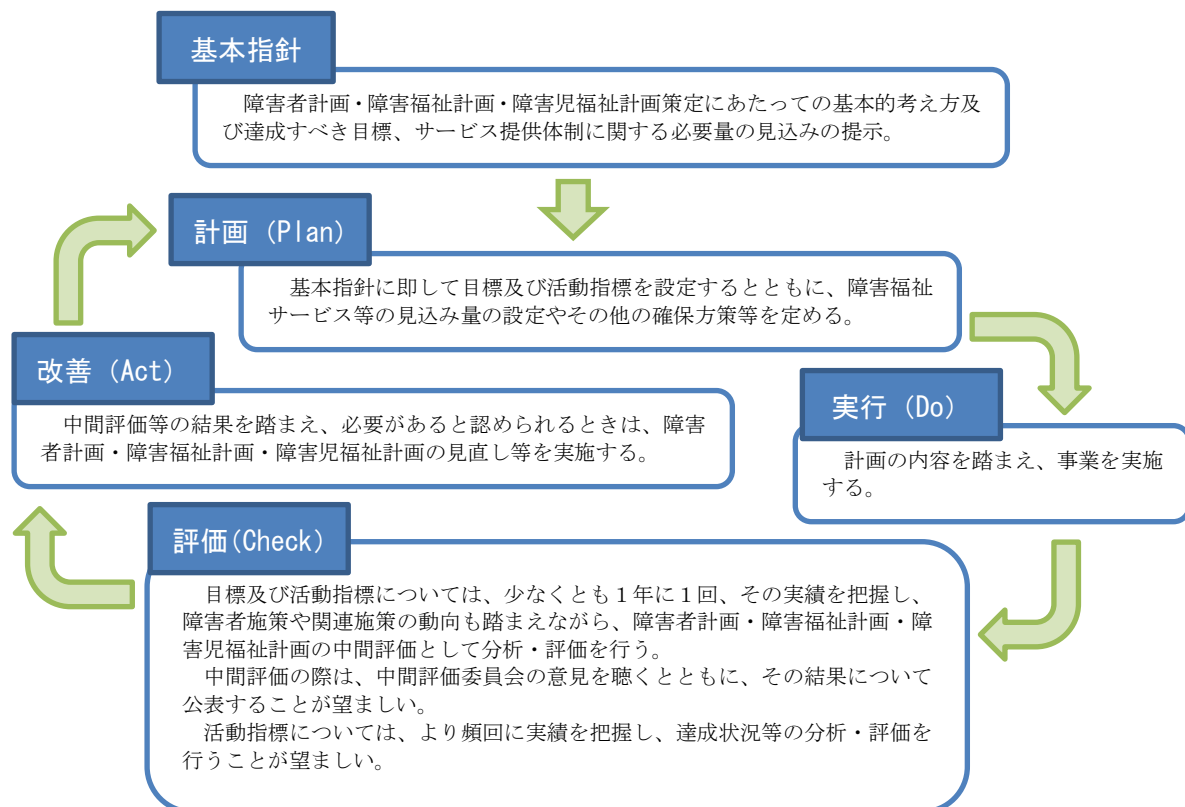
「PDCAサイクル」とは、様々な分野・領域における品質管理や業務改善などに広く活用されているマネジメント手法で、「計画(Plan)」、「実行(Do)」、「評価(Check)」、「改善(Act)」のプロセスを順に実施していくものです。業務を進めていく上で、計画を立て、それを実行し、結果を評価した後、改善して次のステップへとつなげていく過程は、業務の質を高めていく上で重要となります。

2 計画におけるPDCAサイクル

国の基本指針を踏まえ、チャレンジド・プラン奄美におけるPDCAサイクルのプロセスは、以下の通りとします。

- 成果目標及び活動指標については、少なくとも1年に1回その実績を把握し、障害者施策や関連施策の動向も踏まえながら、計画の中間評価として、分析・評価を行い、必要があると認めるときには、計画の変更や事業の見直し等の措置を講じます。
- 中間評価の際には、協議会や合議制の機関等の意見を聴くとともに、その結果を公表します。

【チャレンジド・プラン奄美におけるPDCAサイクルのプロセス】



○奄美市障害者計画・障害福祉計画評価委員会設置要綱（平成28年9月27日告示第119号）

○奄美市障害者計画・障害福祉計画評価委員会設置要綱

平成28年9月27日告示第119号

奄美市障害者計画・障害福祉計画評価委員会設置要綱

（設置）

第1条 奄美市障害者計画・障害福祉計画の進捗状況の点検及び評価を行い、市の障害者施策を総合的かつ計画的に推進するため、奄美市障害者計画・障害福祉計画評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- （1）計画の進捗状況に対する点検・評価・助言に関すること。
- （2）その他の障害者計画・障害福祉計画の推進に関し必要なこと。

（組織）

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織とする。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- （1）奄美市障害者計画・障害福祉計画策定委員に委嘱されたことがある者
- （2）障害福祉に関し識見を有する者
- （3）その他市長が必要と認めた者

（任期）

第4条 委員の任期は、3年以内とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第5条 委員会の委員長及び副委員長を各1人置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により決定する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長が必要と認めたときは、委員以外のものを会議に出席させ、説明、意見等を求めることができる。

（庶務）

第7条 委員会の庶務は、障害福祉を主管する課において処理する。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成28年9月27日から施行する。

| No. | 要綱第3条委員 | 団体名 | 職名 | 氏名 |
|-----|---------|----------------------------|------------|-------|
| 1 | 第1号委員 | 鹿児島県大島支庁保健福祉環境部 地域保健福祉課 | 課長 | 向井 靖 |
| 2 | 第1号委員 | 奄美市身体障害者福祉連絡協議会 | 副会長 | 中浜 朝子 |
| 3 | 第1号委員 | 北大島地区手をつなぐ育成会 | 理事 | 藤 真理子 |
| 4 | 第1号委員 | (財) 慈愛会奄美病院 | 管理者 | 杉本 東一 |
| 5 | 第1号委員 | (社福) 奄美市社会福祉協議会 | 課長 | 山田 隆之 |
| 6 | 第1号委員 | (社福) 愛の浜園 | 施設長 | 榮野 和光 |
| 7 | 第1号委員 | のぞみ園(児童発達支援センター) | 所長 | 福崎 充 |
| 8 | 第1号委員 | (社福) 三環舎 | 理事長 | 向井 扶美 |
| 9 | 第1号委員 | 奄美地区障害者等 基幹相談支援センター | センター長 | 大津 敬 |
| 10 | 第3号委員 | 奄美市保健福祉部 | 福祉事務所 長 | 永田 孝一 |